

---

## 研究ノート

---

# 「利潤計算原理」を読む(9)

井上善弘

## I はじめに

本稿は、岩田巖教授の名著『利潤計算原理』の第一編「利潤計算原理」を精読する試みの第九弾である。今回は、「利潤計算原理」の第八章「企業会計における会計士監査の意味」の内容を岩田教授の行論に従い具に検討していく。

第八章（以下、本章）は、序章から第七章において論じられた企業会計における利潤計算の二元的構造（企業会計のあるべき形態）に関する教授の主張を前提にして、企業会計に対して会計士監査が果たすべき役割を論じている。そのため、本章での利潤計算の二元的構造に関する説明は、前章（七章）までの簡潔な要約となっている。結果として、本章で全く新たに取り上げられたトピックは、利潤計算の二元的構造の存在を前提とした企業会計において、会計士監査が果たすと考えられる役割ということになる。

但し、これまでの各章と同様に、本章に関しても、そこで展開されている岩田教授の主張を行論に従い具に検討していくことに変わりはない。

## II 利潤計算の二元的構造～財産法と損益法～

### 1 財産法による利潤計算

財産法による利潤計算については、第六章「財産法の構造」<sup>(1)</sup>において詳細な説明が

---

(1) 井上(2019)を参照されたい。

なされていた。本章では、その要諦が、会計の本質の観点から以下のように述べられている。

「まず財産法という利潤計算の会計の本質は、資本の実際在高（Istbestand）と帳簿残高（Sollbestand）との比較という点にある。すなわちこの方法にしたがえば、一方において期末現在の資産負債の棚卸評価によって貸借対照表が作成され、これを通じて期末の正味資産、すなわち資本の実際在高が算出される。他方において簿記の試算表が、元帳勘定残高の集計比較により、期末元入高すなわち資本の帳簿残高を決定する。この二種の資本計算の組合せから、利潤を計算するのが財産法の特徴である。換言すれば資本に関する計算と事実の照合である。したがって、財産法の貸借対照表は、財産目録にもとづく貸借対照表であって、そこで計算される利潤は、利潤に相当する資産の実際在高、すなわち、事実上の利潤である。」（159頁）

財産法による利潤計算においては、岩田教授の主張する会計の本質的特徴である「計算と事実の照合」が重要な役割を果たしていることが観取できる。「計算」は、決算整理前の元帳残高に由来する残高試算表から算定された、期末元入高としての「資本の帳簿残高」である。「事実」は、期末時点での資産負債の実際調査にもとづき算定された、期末の正味資産としての「資本の実際在高」である。財産法は、両者を照合することにより利潤を算定する。すなわち、「資本の実際在高」から「資本の帳簿残高」を差し引くことによって利潤を計算する。したがって、財産法による利潤計算では、期末時点での資産負債の実際調査（棚卸評価）が必須の手続ということになる。また、財産法の下で財産目録にもとづき作成される貸借対照表は、岩田教授のいう「事実上の貸借対照表」であり、そこで計算される利潤が「事実上の利潤」であることも、後述する損益法との関連で銘記しなければならないことである。

## 2 損益法による利潤計算

損益法による利潤計算については、第七章「損益法の構造」<sup>(2)</sup>において詳細な説明がな

されていた。本章では、その要諦が述べられている。まず、損益法の会計の本質について、岩田教授はそれを「給付に対する収入と、費消に対する支出の配偶 (Matching) という点にある」(159 頁)とする。第七章で定義されていたように、ここにおける、「費消」とは「流入した財貨が企業において給付のために消費され犠牲に供せられること」を、「給付」とは「財貨の費消によって新たなる財貨を生産し販売すること」(133 頁)をそれぞれ指す。そして、給付の対価たる収入が収益であり、財貨の費消された部分に対する支出が費用ということになる (133 頁)。

岩田教授は、収入と支出の「配偶」の意味するところについて、以下のように説明する。

「損益法は費用と収益の比較計算であるが、費用収益の額は収入支出（将来の収支をも含めて）にもとづいて把握される。今日の貨幣経済の下においては、結局において費用は金銭の支出をとめない、収益は収入をもたらずからである。損益法はこの事実にもとづいて前期、今期および後期の収入支出から、費用たる支出と、収益たる収入を選択測定し、収益に費用を配偶して利益を算定するのである。この場合選択、測定および配偶の基準となるものは資材、労働、役務等の費消および製品、商品、役務等の給付の事実であるが、これらは実際上きわめて曖昧不正確な場合が多いのであって、理論的精密性を求めることが不可能である。ここに慣習的方法を選択し、主観的判断を介入せしめる余地が多分に発生する。」(159～160 頁)

ここにおける収入支出は、過去における収支のみならず、将来における収支を含んでいる。第七章で詳述されていたように、損益法による利潤計算は、「収支計算を土台として、これを分割するとともに、拡張してつくりあげた」(135 頁。傍点は引用者。)利潤計算であった。これも第七章で議論されていたように、損益法による利潤計算において収支計算をこのような形で拡張する必要があったのは、収益費用の選択、測定

---

(2) 井上 (2020) を参照されたい。

および配偶の基準を「資材、労働、役務等の費消および製品、商品、役務等の給付の事実」に求めたからに他ならない。

続いて、岩田教授は、損益法の下で作成される損益計算書と貸借対照表の性格について次のように説明する。

「 損益法においてはまず第一に、かようにして決定された収益費用を集計して、損益計算書が作成される。ここに算定された利潤は財産法の利潤とは性質を異にするものであって、利潤に相当する資産の帳簿残高、すなわち計算上の利潤である。つぎに損益法によれば、収入支出から費用収益を選択する場合、費用収益ならざる収入支出が後に残ることになるが、この残余項目を集計して一表に示すとき、貸借対照表が作成されることになる。これは財産法の財産目録にもとづく貸借対照表とは趣を異にし、計算上の貸借対照表である。その利潤はしたがって計算上の利潤であって、損益法の損益計算書の結果とはつねに一致しなければならない。」(160頁)

損益法の下で作成される損益計算書における利潤が「計算上の利潤」であるのは、損益計算書を構成する収益費用が決算整理の過程を経ない帳簿残高に由来するためである。それゆえ、損益法の損益計算書は「計算上の損益計算書」ということになる。また、帳簿に記載された収入支出から費用収益ならざるそれを集計して得られる貸借対照表も、当然とはいえ、「計算上の貸借対照表」となる。

### Ⅲ 企業会計のあるべき形態と実相

#### 1 企業会計のあるべき形態～財産法と損益法の結合～

岩田教授の構想する財産法と損益法は、本質的に異なる利潤計算である。すなわち、財産法による利潤計算では「事実上の貸借対照表」が作成され、そこで「事実上の利潤」が算定表示される。他方、損益法による利潤計算では「計算上の貸借対照表」（ないし「計算上の損益計算書」）が作成され、そこにおいて「計算上の利潤」が算定表示される。

それでは、教授の考える企業会計のあるべき形態とは、どのようなものであるのか。結論を先に述べれば、それは、財産法と損益法の有機的な結合を本質的構造とするものである。そのような構造は教授の主張する会計の本質的特徴から導き出される。つまり、「計算と事実の照合」がそれである。教授の主張は以下のように明快である。

「…、企業会計においては、財産法と損益法は本来結合さるべきものである。いずれか一方のみでは不完全である。そもそも一般に会計は、計算の結果と、実際の事実が照合ということを本質的特徴とするものである。一般に記録計算は種々の事情によって事実から遊離し、現実を示さなくなる傾向がある。そこで計算を事実に戻し、現実と符合せしめることが必要である。帳簿残高と実際在高の照合はこのために行われる。この照合によって会計の正確性、信頼性は保証されるのである。(中略)…、利潤決定を目的とする企業会計においても、利潤の帳簿残高と実際在高とが照合されなければならない。両者の一致が確かめられてはじめて企業会計の信頼性が確保されるのである。したがって損益法の計算のみでは不十分であって、あわせて財産法の計算を行うことが必要である。」(161頁)

先述したように、ここにおける利潤の「帳簿残高」は、損益法により算定される「計算上の利潤」を指し、それは損益法の下での損益計算書（「計算上の損益計算書」）に表示される。また、利潤の「実際在高」は、財産法により算定される「事実上の利潤」を指し、それは財産法の下での貸借対照表（「事実上の貸借対照表」）に表示される。したがって、利潤の帳簿残高と実際在高の照合とは、計算上の損益計算書における利潤（計算上の利潤）と事実上の貸借対照表における利潤（事実上の利潤）との間の照合ということになる。そして、前者の利潤が後者の利潤と一致することで、企業会計における利潤の実質的正確性が保証され、企業会計の信頼性が確保されることになる。財産法と損益法が結合すべき理由は、まさしくこの点にあると言える。

## 2 企業会計の実相

しかしながら、岩田教授が構想する財産法と損益法による二元的な利潤計算とその有機的な結合は、企業の財産構成が複雑化するに伴い、少なくとも完全な形で実行することが困難となる。企業の財産が貨幣資産だけでなく、棚卸資産や固定資産等の多種多様な資産から構成されるようになると、利潤計算の二元的関係は容易には成立しないのである。岩田教授はこの辺りの事情を具体的な例を挙げて次のように説明する。

「例えば現金の項目については、両者が並んで行われるが、棚卸資産については、通常財産法（この場合には棚卸計算法）のみを行うことが多く、固定資産については、損益法（この場合には減価償却法）のみを通常用いるがごとくである。それ故現実の企業会計においては、本来あるべき形態とは異なり、財産法と損益法は全面的に並列して適用されるのではなく、項目によっていずれか一方が適用されるにすぎない。現実の貸借対照表には、財産法の貸借対照表と損益法の貸借対照表とが混在しているのである。」（163頁）

会計の欠くべからざる特徴、本質の特徴が「計算と事実の照合」にあると考える岩田教授の立場からすると、計算記録を担う損益法と事実の調査に基づく財産法が、資産負債の全体について平行して実施されなければならない。ところが、企業の財産構成において棚卸資産や固定資産の割合が増大するにつれて、これら二つの利潤計算方法の完全な形での平行的な実施が叶わなくなる。そのことは、固定資産（土地を除く。以下同様。）に対する会計処理に最も典型的に現れていると言える。固定資産について行われる会計処理は通常、減価償却の手続（損益法系統の手続）であり、それと平行して棚卸資産のような棚卸評価（財産法系統の手続）が実施されるわけではない。それゆえ、通常、固定資産について「計算と事実の照合」は行われることはない。

## 3 損益法への一元化の傾向

上で見たように、企業会計の現実の構造は岩田教授の志向する企業会計のあるべき

形態から懸け離れた様相を呈している。岩田教授は、企業会計の構造が示す発展動向には大体において一定した方向が存在するという。「次第に財産法の処理が縮小脱落して、損益法の取扱が拡大し精密化しつつある」(164頁)、「本来二元的であるべき会計の構造が、損益法一本に一元化しつつある傾向」(同)にあるというのである。

先述したように、固定資産については減価償却が一般に認められた会計処理となっている。棚卸資産についても、岩田教授は、「近代的企業会計における会計処理は棚卸評価法から継続記録法へ移行しつつあるが、これは正に財産法から損益法への転化にはかならない。ことに原価計算組織の発達普及にともない帳簿棚卸が次第に広く適用され、実地棚卸は数量管理のため事業年度途中で分散的に処理されるのみとなりつつある。」(164頁)と喝破するのである。

#### Ⅳ 会計士監査に期待される役割

##### 1 会計の信頼性の保証

企業会計が損益法一本に一元化する傾向は、企業会計にとってどのような意味を有するのか。岩田教授は、自身の主張する会計の本質的特徴の観点から、次のように説明する。

「…、帳簿の記録と実際の事実との照合は、会計の本質的特徴である。記録計算の結果を現実に存在する事実によって確かめることによって、はじめて会計の信頼性は保証されるのである。事実から離れがちな記録を、できるかぎり事実に合わせようとすることは、会計の本能的な欲求であって、軽々にこれを無視し、抹殺しうるものではない。とするならば、損益法に一元化しつつある今日の企業会計は、歪められた片輪の会計であるといわねばならない。」(165頁)

本来、損益法と財産法の結合により「記録と事実の照合」が実現する。企業会計の利潤計算方法が損益法に一元化され、財産法の計算が取り入れられなくなれば、記録計算の結果を存在する事実によって確かめることができない。それゆえ、会計の信頼性が保証されないことになる。損益法への一元化は、会計の信頼性の保証という命題

にとって、決定的な意味をもつことになる。そればかりではない。「損益法一元化が企業会計の必然的運命であると認めることは、計算と事実の照合が会計の本質的特徴でないことと認めることに等しい。」(166頁) ことになり、岩田教授の利潤計算の二元的構造に関する理論が根底から崩れることになりかねないのである。

## 2 財産法の担い手としての会計士監査

上でみたように、岩田教授によれば、計算(記録)と事実の照合は、「会計の本能的要求」とさえ言えるものである。したがって、現実の企業会計においてこれが省略されていることは、本来、あり得ないことであると言える。それでは、企業会計の欠けているところ、つまり、財産法の役割を何が(誰が)果たしていると言えるのか。岩田教授の導き出した答えは、次のようであった。

「会計士の監査手続の主なるものは、実査といい、確認といい、立会といい、質問といい、すべて可能なる限り帳簿から離れて独立に事実を確かめ、帳簿記録の信頼性を立証し、あるいは帳簿を修正して事実符合せしめることである。これは正に財産法の計算であり、端的にいえば、財産目録の作成にほかならない。財産法は企業会計から離別されるや、会計士監査という形態に転化して、会計組織の外側で発展してきたのである。会計士監査制度は、企業会計制度から分裂派生した分身である。企業会計は自ら損益法の計算を行うにとどめ、財産法の計算は会計士に担当せしめることによって、自己の本能的欲求を実現しているのである。」(167頁)

企業会計における利潤計算の二元的構造において、損益法の計算は企業がこれを行い、財産法の計算は会計士監査がこれを担当する。財産法の担い手が会計士であるとするのは、会計士の監査手続の主なるものが、財産法の下で実施される資産負債の実際調査と、それに基づく帳簿の修正に相当すると考えるからである。見方を変えると、これは、会計士監査は財産法と損益法という原理を異にする二つの利潤計算を結合する役割を果たすべきである、との主張であると理解することもできる。いずれにして



も、企業の経営者と会計士が適正な財務諸表の作成に向けて協力する関係にあるとの思考が、こういった見解の背景にあると考えられる。

もっとも、会計士の被監査企業に対する独立性や二重責任の原則の観点からすれば、会計士が企業会計における財産法の担い手であると、少なくともそれを制度上承認することに違和感を覚えないわけでない。但し、岩田教授は、会計士監査が財産法の担い手であるとする自己の見解に対して、以下のごとく一定の留保を付けている。

「 会計士監査が財産法の変形であることは、全面的にもっと詳しく論述する必要がある。また内部統制組織が高度に発展した企業においては、一旦外部の公共会計士に委せた財産法の計算を、再び内部監査制度の形態で取り戻しつつある事情を究めなければならない。これに対して公共会計士監査の中心が、財産法の分担から損益法に介入する主観的判断の公正なる立場からする判断という点へ移行しつつある点を、明らかにすることも必要である。」(168頁)

財産法の計算を経営者の指揮監督の下にある内部監査部門が担当することで、財産法と損益法の結合、つまり「計算と事実の照合」は、企業の内部で完結することになる。会計士が監査手続として「計算と事実の照合」に相当する手続を実施するとしても、それはあくまでも被監査企業から独立した立場で実施するものである。会計士には、むしろ、損益法に介入する経営者の主観的判断の妥当性を判断することが求められる。この点、岩田教授の見解に首肯できるのである。

## V 小 結

今回は、「利潤計算原理」の第八章「企業会計における会計士監査の意味」の内容を岩田教授の行論に従い具に検討してきた。もっとも、本章の企業会計に関する説明は、序章から第七章で展開された、岩田教授の企業会計における利潤計算の二元的構造に関する理論を要約した形で示したものとなっている。それゆえ、本章で全く新たに取り上げられたトピックは、利潤計算の二元的構造の存在を前提とした企業会計において、会計士監査が果たすと考えられる役割ということになる。以下で、第八章で

展開された岩田教授の主張の要諦を示す。

岩田教授は、本章においてまず、利潤計算の二元的構造をなす財産法と損益法のそれぞれについて、その会計の本質を説明する。財産法の会計の本質は、資本の実際在高と帳簿残高との比較という点にある。前者は、資産負債の実際調査に基づいて作成された「事実上の貸借対照表」において表示される。また、後者は、決算整理前の元帳残高に由来する残高試算表において表示される。財産法は両者の差額（実際在高－帳簿残高）として「事実上の利潤」を算出する。これに対して損益法の会計の本質は、給付に対する収入と、費消に対する支出との配偶という点にある。損益法は費用と収益の比較計算である。費用は財貨の費用された部分に対する支出であり、収益は給付の対価たる収入である。損益法は前期、今期および後期の収入支出から、費用たる支出と、収益たる収入を選択測定し、収益に費用を配偶して利潤を算定する。損益法による利潤計算では、「計算上の貸借対照表」（ないし「計算上の損益計算書」）が作成され、そこにおいて「計算上の利潤」が算定表示される。

次に、岩田教授は、企業会計の本来あるべき形態について自説を展開する。それは、損益法と財産法の有機的な結合を本質的構造とし、教授の主張する会計の本質的特徴、すなわち「計算と事実の照合」から導きだされる。利潤決定を目的とする企業会計においては、利潤の帳簿残高と実際在高が照合されなければならない。両者の一致が確かめられることで、はじめて企業会計の信頼性が確保されるからである。損益法の下で作成される「計算上の損益計算書」で算定表示される「計算上の利潤」が利潤の帳簿残高を表す。他方、財産法の下で作成される「事実上の貸借対照表」で算定表示される「事実上の利潤」が利潤の実際在高を意味する。前者の利潤が後者の利潤と一致することで、企業会計における利潤の実質的正確性が保証され、企業会計の信頼性が確保される。それゆえ、損益法と財産法の有機的な結合が必要なのである。

しかしながら、企業会計の現実の構造はあるべき形態から懸け離れた、著しく歪められたものとなっている。会計の欠くべからざる特徴、本質的特徴が「計算と事実の照合」にあると考える岩田教授の立場からすると、計算記録を担う損益法と事実の調査に基づく財産法が、資産負債の全体について平行して実施されなければならない。ところが、企業の財産構成において棚卸資産や固定資産の割合が増大するにつれて、

これら二つの利潤計算方法の完全な形での平行的な実施が叶わなくなる。現実の企業会計においては、財産法の処理が縮小脱落する一方で、損益法の取扱が拡大精密化する傾向にある。つまり、損益法一本に一元化しつつある傾向にある。

損益法と財産法の結合により「記録と事実の照合」が実現する。計算（記録）と事実の照合は、「会計の本能的要求」とさえ言えるものである。企業会計の利潤計算方法が損益法に一元化されると、財産法の役割を何が（誰が）果たしているのか。岩田教授は、会計士監査が財産法の担い手となっていると主張する。会計士の監査手続の主なるものが、財産法の下で実施される手続に相当すると考えられ得るからである。企業会計における利潤計算の二元的構造において、損益法の計算は企業がこれを行い、財産法の計算は会計士監査がこれを担当する。これにより会計の本質の特徴である「計算と事実の照合」が実現する。本章における岩田教授の結論はここにあると言える。

#### 参 考 文 献

- 井上 (2019) : 井上善弘 「「利潤計算原理」を読む(7)」『香川大学経済論叢』第 92 卷 1 号, 2019 年 6 月, 93~124 頁。
- 井上 (2020) : 井上善弘 「「利潤計算原理」を読む(8)」『香川大学経済論叢』第 93 卷 2 号, 2020 年 9 月, 41~72 頁。
- 岩田 (1956) : 岩田巖 『利潤計算原理』同文館, 1956 年。